

広島市告示第165号

令和8年4月1日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、液状一般廃棄物処理手数料の公金事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の氏名及び住所又は事業所の所在地

広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

一般財団法人広島市都市整備公社

理事長 油野 裕和

2 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年3月16日

3 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 委託した区域

広島市の区域のうち、東区の温品一丁目、温品二丁目、温品三丁目、温品四丁目、温品五丁目、温品六丁目、温品七丁目、温品八丁目、上温品一丁目、上温品二丁目、上温品三丁目、上温品四丁目、馬木一丁目、馬木二丁目、馬木三丁目、馬木四丁目、馬木五丁目、馬木六丁目、馬木七丁目、馬木八丁目、馬木九丁目、福田一丁目、福田二丁目、福田三丁目、福田四丁目、福田五丁目、福田六丁目、福田七丁目、福田八丁目、温品町、馬木町及び福田町並びに安芸区を除いた区域